



○10月4日(土) 14:00
葛飾革新懇総会
シンフォニー別館
「ラベンダー」

○10月5日(日) 13:30
記帳カフェ

○10月6日(月)
18:00 共済会
18:30 理事会

○10月13日(祝)
10:00~
水元公園 BBQ 広場
共済会 BBQ 交流
参加ご希望の方事前に参加
費お届け下さい。
※理事会のメンバーは理事
会で集めます
(チラシ参照)

○10月19日(日)
14:00 婦人部総会

○会費は15日までに納め
ましょう。

○商工新聞をよく読みま
しょう

○困っている人がいたら民
商に相談をと声をかけま
しょう

住民訴訟の判決がされました

9月19日立石駅前北口再開発
の住民訴訟の判決が東京地裁で
行われました。

判決は再開発組合における総
会の議決権行使については財務
会計行為であるとしつつも、総会
から監査請求を申し立てするま
で1年間を経過していることを
理由に訴えを却下しました。また、
原告が主張するその他の火葛飾
区の行為についても財務会計行
為性否定し歌江を却下しました。
判決が権利変換処分に対して、
一部財務会計行為性を認めたこ
とは一定の評価に値するが議決
権の行使にのみ着目しており、権

利変換計画が確定する時
点が、権利変換計画が縦覧
を経て東京都知事に申請
された時点であることを看過し
ており、不当判決である。

本訴訟では、葛飾区は極めて高い
価格で権利床を取得することに
よって区民の財産が流出してし
まっている。

葛飾区が取得する権利床価格
は恣意的に操作されたものであ
り適正な価格とかけ離れたもの
であることが明らかになった。加
えて、葛飾区のような地方公共団
体が、再開発組合に加わることに
自、再開発の赤字を税金で補うこ
とを目的としたものであり、そも
そも区民財産が不当に抽出する
ことを前提にしていることも明
らかになった。このようなことを

「自主申告サポーター学校」が
始まっています！
税金に強くなり、の税者の権利
と生存権を保障する民主的な税
制・税務行政の確立を求めま
しょう！
お申し込みは民商へ！
03-3691-8151



放置すれば、ますます区民財産の
抽出を招き順民西に基づいた街
づくりが実現しないことになる。
したがって原告団の中から希
望者を募り本判決に対して控訴
します。
(第1審判決に対する弁護士声
明より抜粋)

2つの署名にご協力をお願いします。

「消費税率5%以下への引き下げとインボイス
制度の廃止を求める請願」

「インボイス制度廃止と負担を軽減する『2割
特例』『8割控除』の継続を求める請願」

お近くの役員さんがお伺いした時に署名にご協
力をお願いします。

たくさん集められるという会員さんは事務所に
ご連絡ください。

私たちの生活と消費税の関わり

実はよく知らない
「消費税」や「インボイス」のこと
私たちの生活にはどう関わっているのか
一緒に考えてみませんか？
事業者や市民のお話の他にも
講師に税理士の松田先生をお呼びして
質疑応答の時間を設ける予定です！

日時 10月18日(土) 14:00~

場所 東京土建葛飾支部会館
〒124-0012 東京都葛飾区立石8-34-4

10月24日(金) 18時~
@JR亀有駅前
大規模な宣伝活動を行います。
こちらまでお問い合わせの上ご参加ください！

お問い合わせ
03-3691-8151 (葛飾民主商工会)
katusika@minos.ocn.ne.jp

3.13重税反対葛飾実行委員会
消費税をなくす会
葛飾社会保障推進協議会